

第4章 計画の方向性と目標

1 現況と課題

(1) 一般廃棄物

本県の一般廃棄物については、これまでの3Rの取組などから、1人1日当たりのごみ排出量の減量が進み、結果的に平成25年度実績データで908g/人・日と、全国平均958g/人・日を下回っています。ただ、生活系ごみの排出量に限ると本県は653g/人・日と、全国平均623g/人・日より多く、生活系ごみの減量余地はまだあると考えられます。ここ数年、ごみの減量は鈍化しており、なお一層の減量化を推進するため、ごみを出さないライフスタイルの定着に向けた更なる取組が必要です。特に食品廃棄物については、そのほとんどが焼却処理されており、減量化や再資源化の取組を進めることが必要です。

事業系ごみの排出量は、減少傾向にありましたが、ここ数年はほぼ横ばいです。景気の回復、大型店の出店などが一因と考えられます。事業系ごみの大幅な減量化につながった事例のある展開検査等、市町村の事業系ごみを減らす施策を拡大していくこと、事業者の減量化の意識を啓発していくことが必要です。

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物排出量は、ここ数年減少傾向にありましたが、埼玉県県民経済計算によると活動量が改善・上昇している業種がみられ、今後は減少傾向が鈍化すると見込まれます。産業の動きが活発化しても、減量化・再資源化を推進していくため、産業廃棄物処理事業者及び排出事業者が、循環型社会形成におけるそれぞれの立場・役割を全うし、廃棄物から有用資源を積極的に回収し循環させること、適正処理を確保することが必要です。特に産業廃棄物処理業は、循環型社会を構成する重要なインフラ（基盤）であることから、長期的、安定的に処理体制を維持していくことが必要であり、加えて循環型社会形成に資する処理技術の高度化が期待されています。

産業廃棄物の不法投棄・不適正処理については、未然防止・早期発見・早期対応の取組の充実により、指導や注意を行った件数は、ここ5年間で半分以下に減少しました。今後も引き続き不法投棄・不適正処理の根絶に向け、排出者責任を基本と

して、行政、事業者、県民が一体となった取組が必要です。

また、PCB 廃棄物（ポリ塩化ビフェニル）については、国が処理期限及び処理基準を定めており、県の処理計画に従って期限内に確実に処理を行っていく必要があります。

（3）災害廃棄物

平成 23 年の東日本大震災では、これまでの災害をはるかに超えた膨大な災害廃棄物が発生し、その処理は長期にわたりました。震災から得られた知見・教訓を基に、本県の災害廃棄物対策を強化することが求められています。

国の防災基本計画においても、地方公共団体が災害廃棄物処理計画を策定することが明記されており、国が定めた災害廃棄物対策指針を踏まえ実効性のある計画づくりを進めていく必要があります。

2 目指す方向性

廃棄物を資源として活かし、 未来につながる循環型社会を目指して

（1）3R の推進に向けて

- 限られた天然資源を活かし、後の世代もその恩恵を受けられるよう、物を有効に使って無駄にしないという意識がしっかりと根付いた社会の形成に努めます。
- ごみを極力出さずに生活するノウハウ、仕組み、アイデアが常に提案され、それをライフスタイルに積極的に取り入れることが日常となる社会を目指します。

（2）廃棄物の適正処理の推進に向けて

- 廃棄物の不法投棄・不適正処理が見られず、高いモラルを持った廃棄物処理業者によって廃棄物が処理される社会を目指します。

(3) 環境産業の育成に向けて

- 働く人々の隅々まで排出者責任の考え方が浸透し、排出抑制や再資源化が進む職場づくりが、製造業、建設業、小売業など全ての業種で行われるよう促進します。
- 低コストで高品質な市場競争力を持つリサイクル品の開発や温室効果ガス削減による環境負荷の低減など、循環型社会形成に資する環境産業の発展を促進します。

(4) 災害廃棄物対策の推進に向けて

- 非常災害の災害廃棄物処理に向けて平常時から周到な準備を行い、発災時には、再生利用を確保しつつ円滑・迅速に適正処理を行い、災害からの速やかな復旧・復興に資する体制を整備します。

3 目標値

目指すべき「廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会」の実現を見据え、廃棄物の現状分析と将来予測等を踏まえた上で、この計画の目標値を定めます。

一般廃棄物については、前計画を継承し、国の計画等に沿って、家庭系ごみ排出量と事業系ごみ排出量について、それぞれ目標値を設定するとともに、最終処分量の目標値を設定して最終処分量の削減を目指します。産業廃棄物については、最終処分量の更なる削減に取り組むための目標値を設定します。

※ 家庭系ごみ排出量とは、生活系ごみ排出量から資源ごみ量を除いた値である。

(1) 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量【一般廃棄物】

平成32年度の県民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を503g/人・日に削減します。

これは、平成25年度実績541g/人・日から約7%削減することとなります。

※ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量とは、家庭系ごみ排出量を年間日数と計画収集人口で割った値である。

(2) 事業系ごみ排出量【一般廃棄物】

平成 32 年度の事業系ごみ排出量を 488 千トンに削減します。

これは、平成 25 年度実績 543 千トンから約 10%削減することとなります。

(3) 1 人 1 日当たりの最終処分量【一般廃棄物】

平成 32 年度の 1 人 1 日当たりの最終処分量 を 44 g/人・日とします。

これは、平成 25 年度実績 49g/人・日から約 10%削減することとなります。

(4) 最終処分量【産業廃棄物】

平成 32 年度の最終処分量 を 175 千トンとします。

これは、平成 25 年度実績 194 千トンから約 10%削減することとなります。

表 11 廃棄物の目標値

		実績	予測			目標値
		平成25年度	平成27年度	平成32年度	平成37年度	平成32年度
一般廃棄物	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(g/人・日)	541	531	516	502	503
一般廃棄物	事業系ごみ排出量(千トン)	543	543	543	543	488
一般廃棄物	1人1日当たりの最終処分量(g/人・日)	49	48	48	48	44
産業廃棄物	最終処分量(千トン)	194	188	181	177	175